

## 平成 23 年度被災地における健康支援の取組み状況について

岩手県保健福祉部健康国保課

## 1 避難所等における保健活動、栄養・食生活支援活動に係る保健師、栄養士等の確保

知事から厚生労働大臣あてに保健師、栄養士の派遣要請（災害対策基本法）を行うとともに、県内の内陸部の保健所長・市町村長及び（社）日本栄養士会及び（社）岩手県栄養士会に保健師・栄養士の派遣要請を行い、保健師・栄養士の確保に努めた。

【保健師の被派遣状況】（H23.3.12～H24.3.31）		
○県外自治体(H23年8月末まで)	延べ	8,983人
○県内（内陸）保健所等	延べ	719人
○県内市町村	延べ	1,584人
○県内関係団体	延べ	244人
〔（社）岩手県看護協会 岩手県国民健康保険団体連合会〕		
	計 延べ	11,530人

【栄養士の被派遣状況】（H23.3.12～H24.3.31）		
○県外自治体(H23年8月末まで)	延べ	391人
○（社）日本栄養士会	延べ	328人
○県内（内陸）保健所等	延べ	243人
○県内市町村	延べ	58人
○（社）岩手県栄養士会		470人
	計 延べ	1,490人

## 2 「岩手県被災者支援健康支援ガイドライン」の策定

本県における被災者への保健活動等の健康支援を円滑に実施するため「岩手県被災者健康支援ガイドライン」を策定し、市町村等に周知した（平成 23 年 8 月）。

市町村では当該ガイドラインを踏まえ、被災者に対する各種の健康支援対策を実施するとともに、県としても被災者への健康支援の推進に努めた。

## 3 岩手県被災地健康支援事業運営協議会による応急仮設住宅入居者等の健康支援の推進

被災者の健康支援対策を推進するため、医師等の専門家や市町村等の関係機関・団体等で構成される被災者の健康支援に関する 1 回目の協議会を 3/23（金）に開催した。

## 《具体的取組》

### (1) 定期的な全戸訪問による健康状態の把握

応急仮設住宅入居者等の健康状態を定期的に把握し、要支援者については、個別に健康支援を実施した

#### 【県の支援】

県保健所から保健師を派遣するとともに県内市町村、(社)岩手県看護協会などに保健師、看護師の派遣協力を依頼し、保健師等を確保、派遣し、市町村への支援を行った。

〈保健師等の派遣状況〉

10/17～3/2 までの派遣人数 延べ 466 名

派遣先

- ・宮古市 (10/17～11/15、11/24～12/2)
- ・陸前高田市 (11/9～11/22、12/16～12/21)
- ・山田町 (11/24～12/12)
- ・釜石市 (2/7～3/2)

### (2) 応急仮設住宅群の集会所等での健康相談、口腔ケア活動等

被災者の健康の維持増進を図るため、応急仮設住宅集会所等において定期的に健康相談や栄養相談、口腔ケア活動等を実施するとともに、健康支援が必要な被災者を把握し、要支援者については、個別に健康支援を実施。

#### 【健康相談等の活動状況(平成 24 年 3 月 31 日現在)】

	実施箇所数
健康相談・健康教室等	<u>1,504</u>
口腔ケア活動	<u>244</u>
合計	<u>1,748</u>

# 平成 24 年度被災地における健康支援について

岩手県保健福祉部健康国保課

## 1 岩手県被災地健康支援事業運営協議会において以下の事項について検討等を行いながら被災地での健康支援活動を実施

- ① 被災地の住民の健康支援ニーズの把握
  - ・被災者の健康データの分析 等（平成 23 年度の特定健康診査データ等の分析について、民間機関への委託・県環境保健研究センターの協力により実施予定）。
- ② 被災地に着目した健診等の健康支援に係る必要性の検討
  - ・健診時等における人的支援及び健診の実施に係る経費支援
  - ・住所地以外の市町村に避難した被災者の特別健診及びがん検診の受診機会の確保
  - ・その他市町村の健康支援事業への支援 等
- ③ 健康支援事業の効果的・効率的な実施体制の検討・確保
  - ・保健所、内陸の市町村の支援体制の再構築 等
- ④ 各種専門職種の人材ニーズの把握及び人材確保のための調整
  - ・全国の退職保健師などからの求職と市町村からの求人とをマッチングする仕組みの活用 等

## 2 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災地健康支援事業）による被災地健康支援事業の実施

- ① 岩手県被災地健康支援事業運営協議会
- ② 応急仮設住宅集会所等での健康相談、口腔ケア活動の実施
- ③ 被災地における健康支援に係る保健師等の人材確保支援
  - ア 市町村が保健師、看護師、助産師、栄養士を臨時的に 1 月以上臨時的に雇用するために要する経費に係る補助
  - イ 内陸市町村、民間団体等との連携による保健師、栄養士等の派遣支援
- ④ 被災者の健診機会の確保等に係る支援
  - ア 住所地以外の市町村（県外・県内）に避難した被災者の特定健診の受診機会の確保
  - イ 市町村が実施する被災者特別健診等への補助
- ⑤ 被災者の歯及び口腔の健康の維持増進
  - 各被災地における子どもと親の歯みがき教室、高校生を対象とした歯の健康教室、高齢者施設における口腔ケア指導等
- ⑥ 住民の自主的な健康づくり活動の支援
  - 平成 24 年度の県の事業（H24 当初予算計上事業）は別添資料参照。
- ⑦ その他
  - 被災地健康支援人材育成、被災地健康づくり推進事業の健康支援事業について、検討中。

## 平成 24 年度被災地健康支援事業一覧

予算 事業名	事業内容	県直営・ 委託・補助
被災地健康維持増進費	① 岩手県被災地健康支援事業運営協議会 沿岸市町村や(社)岩手県医師会等の関係機関・団体から構成される協議会において、被災地の健康課題の分析評価や健康支援対策に関する検討を行う。	①県直営
	② 被災地における保健活動、栄養・食生活の支援 応急仮設住宅等において健康状態の把握等のために行う全戸訪問や健康支援対策について、沿岸市町村からの要請に基づき、内陸市町村、民間団体等と連携しながら、保健師、栄養士等の派遣を行う。	②県直営
	③ 住民の自主的な健康づくり活動の支援 住民の自主的な健康づくり活動を推進するために、健康に関する学習会や健康調理教室等を開催する。	③委託
	④ <b>被災地における健康支援に係る保健師等人材確保支援</b> 東日本大震災津波による被災者に対する健康支援のために、市町村が保健師、看護師、助産師、栄養士を臨時的に1月以上雇用するために要する経費について補助を行う。	④補助 (市町村)
被災地健康相談等支援事業費	① 応急仮設住宅健康相談支援事業 保健師等により応急仮設住宅の集会所等を定期的に巡回し、健康相談、栄養相談等を実施する。	①委託
	② 被災地口腔ケア推進事業 歯科医師等により応急仮設住宅の集会所等を定期的に巡回し、口腔ケア指導等を実施する。	②委託
被災地特別健診等事業費補助	① <b>被災者特別健診等補助</b> 被災市町村が特定健康診査非対象者（18歳～39歳）に対して健康診査を実施する場合及び特定健康診査に検査項目を追加した場合の追加項目の実施に要する経費について補助を行う。	①補助 (市町村)
	② <b>健診受診環境整備補助</b> 健診受診率の向上を図るため、特定健康診査等に係る応急仮設住宅等から健診会場までの受診者用の送迎マイクロバス借用に要する経費について補助を行う。	②補助 (市町村)
イー歯ト ー ブ 8020 運 動推進事 業費	被災者の歯及び口腔の健康の維持増進を図るため、各被災地において以下の事業を実施する。 ① 子どものむし歯予防対策事業 子どもと親の歯みがき教室、小中学校でのむし歯予防教室などを実施する。 ② 青年期以降の歯周疾患の予防対策事業 高校生等を対象とした歯の健康教室、高齢者施設における口腔ケア指導を実施する。	直営

# 被災者の健康状態の分析について（案）

## 1 目的

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた被災者の健康状態について、市町村が実施する特定健康診査の結果等からを把握し、得られた結果を地域における健康支援活動に活かすことにより、被災者の健康の維持増進を図ることを目的として、本委託事業を実施する。

## 2 委託先

民間機関

## 3 委託期間

契約締結日～平成 25 年 3 月 31 日

## 4 委託業務内容

平成 23 年度に実施した被災沿岸 12 市町村の特定健康診査等について、公衆衛生の専門家の立場からの健診データの分析を行い、被災地の健康課題や課題解決に向けた支援のあり方について考察する。

### (1) 平成 23 年度特定健康診査データの分析

- ① 平成 23 年度の特定健康診査の結果データについて、県が市町村に情報提供を依頼する。（予定）。
- ② 受託者は、市町村から提供を受けたデータの分析方法等について、県と協議した上で、調査計画書を策定する。
- ③ 受託者は、岩手県内市町村が実施する過去の特定健康診査結果データ（平成 20 年以降）を有する岩手県環境保健研究センターと連携し、データの分析等を行う。
- ④ 受託者は、随時、各沿岸市町村の健康支援状況等について情報把握した上で、健診結果の分析、健康課題の把握や支援のあり方についての考察を行う。  
※ 提供データは、個人の識別できないデータであること。

### (2) 分析結果の報告等

- ① 受託者は、県の求めに応じて、岩手県被災地健康支援事業運営協議会等において、分析結果等について報告する。
- ② 受託者は、特定健診結果の分析、健康課題や健康支援対策のあり方等について、報告書にまとめて健康国保課に提出する。
- ③ 受託者は、市町村の求めに応じて、健診の分析結果を活用し、住民に対する健康教育を実施するなど、健康課題の解決に向けた支援を行う。

### 市町村への依頼事項

本事業への参画及び平成 23 年度の特定健康診査結果データの情報提供の協力をお願いしたいこと。